

税金は暮らしを支える財源です

納め忘れはありませんか

「税金」は私たちの暮らしを支える大切な財源です。納付期限内に自主的な納付をしてください。市では、督促・催告に応じない滞納者に対し、滞納処分の取り組みを強化します。

税金は、福祉・教育・道路整備など、本市の「安心・安全なまちづくり」を進める上で大切な財源です。滞納すると、補助金の受給などの行政サービスや市が実施する事業への入札参加が制限されることがあります。

税金は、納付期限内に収めてください。

滞納処分の取り組み

市では、行政サービスのための財源確保と、期限内の納

付をした人・しなかった人の公平性を保つため、滞納処分（財産の差し押さえ）を行っています。

収入や財産があるにもかかわらず督促・催告に応じない滞納者に対し、滞納処分の取り組みを強化します。

◆平成28年度の実績

昨年度実施した財産の差し押さえと不動産公売の内訳は、次の通りです。

《差し押さえ（計104件）》
預貯金…9件 生命保険…38

件 給与…5件 不動産…12件
件 その他…40件

《不動産公売（計12件・44万6342円）》

原野…1件 山林…6件
田・畑など…5件

納税に関する相談

市では、通常時間外の納付・相談窓口を市役所1階税務課で開設しています。

災害や病気などのやむを得ない事情や、多重債務などにより期限内の納付が困難な場合は、一人で悩んだり、放置したりせずに早めに相談してください。

◆日曜納付・相談窓口

毎週日曜日の9時～12時

◆夜間納付・相談窓口

毎月25日の17時30分～20時
※25日が土・日曜日、祝日の場合は、次の平日に実施します。

滞納処分の流れ

納税通知書の発送

督促・催告

○納付期限が経過した後、翌月に督促状を発送。督促状の発送後も納付がない場合は、催告書の送付や電話などで催告を実施します。

財産調査

○勤務先や金融機関などに対して、所有する財産を調査します。調査は本人の承諾を必要としません。

財産の差し押さえ

○催促にも応じず連絡もない場合、財産の差し押さえを実施。差し押さえがされた財産は使用が制限されます。

換価処分

○差し押さえた財産を、債権取り立て・不動産公売により換価し、市税などへ充当します。

税の改正点をお知らせします

平成29年度（28年分所得）の市・県民税の課税対象者に対して納税通知書を6月中旬に送付します。

これに伴い、29年度から適用された税制度の主な改正点をお知らせします。

◆給与所得控除（給与所得控除の上限額）を見直し

国の税制度改正に伴い、給与所得控除が見直され、控除上限額が段階的に引き下げられました（＝下表）。

《給与所得控除の上限額の改正点》

	平成26年度～28年度課税分	29年度課税分	30年度以降課税分
上限額が適用される給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

◆空き家に係る譲渡所得特別控除の特例を創設

被相続人が居住していた家屋または家屋を除却した後の土地（相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日まで）を相続人が譲渡した場合、この家屋などに係る譲渡

所得から3,000万円を特別控除する制度が創設されました。

※28年4月1日～31年12月31日の譲渡が対象

■市・県民税が課税されない人

1均等割と所得割が課税されない人

①生活保護法による扶助者②障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、28年中の所得が125万円以下の人

2均等割が課税されない人

28年中の所得が次の算式で計算した金額以下の人
28万円×（控除対象配偶者・扶養親族の数＋1）
＋16万8,000円 ※配偶者・扶養親族がいない場合は28万円

3所得割が課税されない人

28年中の所得が次の算式で計算した金額以下の人
35万円×（控除対象配偶者・扶養親族の数＋1）
＋32万円 ※配偶者・扶養親族がいない場合は35万円

※このページに関する問い合わせは税務課☎73-0087へ

商工業の活性化に向けて

資金の補給・補助制度を創設

市では、地域の商工業の活性化と雇用促進を図るため、**商工業者を資金面で支援する三つの資金の補給・補助制度を創設しました。**

市内の商工業者を対象に融資された資金の利子を補給する「創業資金利子補給金」、市民を雇用した場合に補助金を交付する「雇用奨励補助金」、店舗の改装や賃借料に対し補助金を交付する「空き店舗活用支援事業補助金」の三つの補給・補助金制度を創設しま

した。これにより、地域経済の活性化と雇用促進を図ります。

1 創業資金利子補給金

市内で創業する人が、日本政策金融公庫または県から、創業に関する融資を受けた場合、年1%の利子補給を3年

間行います。

また、特例として、市商工会が実施する「創業塾」を受講した人に対しては、利子の全額を補給します。

※補給金は3000万円以下の融資が対象です。

2 雇用奨励補助金

従来、3000万円以上の投資を行い、事業所などの新設・増設、設備投資を行った場合に、5年間の固定資産税の免除をしていましたが、これに加えて、市民を常用雇用した場合、1人に付き20万円の補助を行います。

3 空き店舗活用支援事業補助金

市内の空き店舗を賃借して事業を行う人に対し、2年間で最大200万円の補助金を交付します。交付内訳は、店舗改装費の2分の1以内（上限80万円）と、賃借料の2分の1以内（月額上限5万円を2年間）です。

事業の詳細や申請方法は左記までお問い合わせください。

問 産業振興課 商工観光室

☎ 73・0089

結婚50周年を祝福

対象の夫婦はご連絡を

長年のパートナーとして、結婚50周年を迎える夫婦の健康と幸せを祝し、市から祝状を贈呈します。

対象となる夫婦は、下記までご連絡ください。ご連絡いただいた夫婦には、秋に自宅へ伺い、祝い状と記念品として額縁を贈呈します。

昨年は、41組の夫婦に祝状を贈呈しました。

◆対象の夫婦

昭和42年9月1日～43年8月31日の間に婚姻し、市内に居住する健在の夫婦

◆締め切り

7月7日(金)

申問高齢者支援課支援班

☎ 73・0033

6月1日は「人権擁護委員の日」

お気軽に相談ください

人権擁護委員法が施行されたことを記念し、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心に、人権尊重の大切さを全国で呼び掛けています。

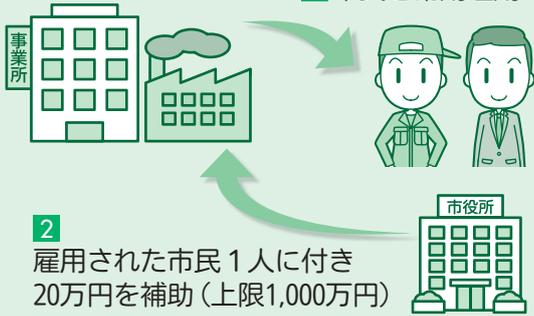
本市では、6月1日(木)に市民ふれあいセンターを会場に、行政相談委員との合同による相談所を開設します。時間は10時～15時です。

いじめや家庭問題など、人権に関する問題や悩みごとをお気軽に相談ください。

問 秘書課 秘書班 ☎ 73・0080

《雇用奨励補助金》

1 市民を常用雇用



2 雇用された市民1人につき20万円を補助(上限1,000万円)

《空き店舗活用支援事業補助金》



1 空き店舗の改装費
空き店舗の賃借料など

2 改装費、賃借料の1/2以内を補助